○農林水産省告示第千八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市川上町**賦**数字奥ノ谷七六二の二、七六三の二、七六五の二、字仏ノ峠上ミ八四八の二、八四八の三、字仏ケ峠下モ一〇七三の三、字山ノ神平八四七の二、字青木一〇八〇の二、一〇八〇の三、一〇八三の二、一〇八三の四、字砂田五三九、五四〇の二、五四二の二、五四三の二、五四七の四、五四九の二、字奥堂迫一〇〇五の二、一〇〇七の二、一〇〇八から一〇一四まで、一〇一六の二、一〇一七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市神郷油野字宇類谷一八四二の二、一八四三、一八四四、一八四五の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市足立字テ川二六七〇、字矢ノ峰二六七六の一、二六七六の五から二六七六の七まで、字栗尾二六七七の一、二六七七の四、二六七七の一二から二六七七の二四まで、二六七七の三一、二六七七の三七、二六七七の三九、二六七七の五七、高梁市川上町**賦**数字郷奥一一六七の二、一一六八の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県津山市加茂町知和字舟山二一一、二一二の一、二一二の二、二一三、二一四の一、二一四の三から二一四の六まで、二一四の九、二一四の一一から二一四の一五まで、二一四の一七、二一四の一九から二一四の二二まで、二一六の六、二一八、二一九の三から二一九の六まで、二二一の一、二二一の四から二二一の八まで、二二二の一、二二二の二（国有林）、二二二の三から二二二の五まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡阿南町字和合三八九の四から三八九の六まで、三九一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百八十八号

大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画（平成五年建設省告示第千七百三十七号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志

標題を次のように改める。

大保ダムの建設に関する基本計画

1㈠を次のように改める。

㈠　洪水調節

大保ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒405立方メートルのうち、毎秒250立方メートルの洪水調節を行う。

1㈡中「及び奥間川下流」を削る。

1㈢中「111,000立方メートル」を「94,800立方メートル」に改める。

2、3及び4を次のように改める。

2　位置及び名称

㈠　位置

大保川水系大保川

右岸　沖縄県国頭郡大宜味村字田港

左岸　沖縄県国頭郡大宜味村字田港

㈡　名称

大保ダム

3　規模及び型式

㈠　規模

堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。以下同じ。）77.5メートル

㈡　型式

重力式コンクリートダム

4　貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

㈠　貯留量

イ　総貯留量

最高水位は、標高70.6メートルとし、総貯留量は、20,050,000立方メートルとする。

ロ　有効貯留量

最低水位は、標高23.0メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高70.6メートルから標高23.0メートルまでの有効水深47.6メートルに対応する貯留量19,350,000立方メートルとする。

㈡　取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

イ　洪水調節

洪水調節は、標高70.6メートルから標高68.0メートルまでの容量2,150,000立方メートルを利用して行うものとする。